

令和3年10月12日

税務LANシステム（市民税課税支援システム）賃貸借の入札に係る
質疑に対する回答について

先般ご質問のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【問1】 本件、リース満了後無償譲渡条件となっておりますが、固定資産税については
当社免税扱いで宜しいでしょうか。

答1. 固定資産税は非課税となります。

【問2】 契約書案のご提示は可能でしょうか。

答2. 落札業者に契約書案をお渡しすることは可能です。
また、落札業者の作成した様式を使用していただいても問題はありません。
ただし、文言等について変更していただく場合がございます。

【問3】 契約履行保証保険については、無しの認識で宜しかったでしょうか。

答3. 契約書において、契約保証金について免除する予定です。

以上